

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日	観観産第690号
平成28年4月11日	国総支第2号 国鉄都第6号-1 国鉄事第9号 国自旅第5号 国海内第2号 観観産第1号 観参第6号
平成28年6月10日	国総支第23号 国総物第16号 国鉄総第50号 国鉄都第36号 国鉄事第70号 国自旅第49号 国海内第27号 国港産第26号 国空ネ企第34号 国空事第1087号 観参第49号
平成28年11月28日	国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号
平成29年3月15日	国総支第61号 国総物第101号 国鉄総第296号 国鉄都第132号 国鉄事第319号 国自旅第378号 国海内第173号 国港総第491号 国空ネ企第169号 国空事第7252号 国空環第78号 観参第266号
平成30年3月28日	国総支第63号

	国総物第144号
	国鉄総第326号
	国鉄都第178号
	国鉄事第257号
	国自旅第295号
	国海内第188号
	国港総第598号
	国空事第1073号
	国空業第166号
	観観産第830号
	観参第295号
平成30年10月4日	国鉄総第201号
	国自旅第159号
	国海内第66号
	国港総第344号
	国空事第827号
	国官参空第23号
	観参第270号
平成31年2月19日	国総支第43号
	国鉄総第344号
	国自旅第23号
	国海内第207号
	国空事第1482号
	国官参空第63号
	観観産第641号
	観参第603号
平成31年4月26日	国総支第15号
	国総物第14号
	国鉄総第46号
	国鉄都第40号
	国鉄事第44号
	国自旅第32号
	国海内第23号
	国港総第62号
	国空事第140号
	国官参空第12号
	観観産第22号
	観参第106号
令和元年6月25日	観参第286号
令和2年2月13日	観観産第746号
	観参第1012号
令和2年3月30日	国総地第71号
	国総物第694号
	国鉄総第474号
	国鉄都第230号
	国鉄事第435号
	国自旅第317号

	国海内第122号
	国港総第691号
	国官参空第102号
	観観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号
	国鉄事第104号
	国自旅第84号
	国海内第30号
	国海外第71号
	国官参空第46号
	観観産第231号
	観参第354号
令和2年11月5日	国総地第78号
	国総毛第74号
	国鉄総第272号
	国鉄都第121号
	国鉄事第313号
	国自旅第265号
	国海内第174号
	国海外第180号
	国港総第403号
	国空総第668号
	観観産第1324号
	観参第781号
令和3年3月2日	国総地第100号
	国鉄総第398号
	国鉄都第187号
	国鉄事第670号
	国自旅第427号
	国海内第210号
	国海外第284号
	国港総第623号
	国空総第1054号

令和3年3月30日
観観産第1865号
観参第1127号
国総地第116号
国鉄総第472号
国鉄都第273号
国鉄事第835号
国自旅第492号
国海内第229号
国海外第315号
国港総第769号
国空総第1170号
観観産第2045号
観参第1270号

※本資料は、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業の抜粋版となります。

目次

第1編 共通事項（第1条－第3条）

第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則（第31条）

第2節 交通サービス利便向上促進等事業
（第50条－第52条）

第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業
（第83条－第101条）

第1編 共通事項

第1条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

- 一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施するために要する経費の一部を助成する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）
- 二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 三 訪日外国人旅行者が、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、地方での消費拡大を図る事業（以下「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。
- 二 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。
- 三 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。
- 四 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。
- 五 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業
 - ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業
- 六 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業者法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動

車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。）並びにこれらの者に車両を貸与する者

ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者

ホ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者

七 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則

(事業実施計画の策定)

- 第31条** 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 地方ブロックにおけるインバウンド観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
 - 二 地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等
 - 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
 - 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
 - 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
- 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
 - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第2節 交通サービス利便向上促進等事業

第1款 交通サービス利便向上促進事業

(事業評価の実施)

- 第50条** 交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、第40条の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。
- 第51条** 交通サービス利便向上促進事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。
- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第52条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

(補助対象事業等)

第83条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4に定めるものとする。

(補助金の額)

第84条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第85条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第4-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第86条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第87条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表4に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第88条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第89条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第90条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第4-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況

報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第91条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第4-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第92条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-9により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第93条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第94条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第95条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第86条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第96条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第97条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第98条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第99条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第100条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(準用規定)

第101条 第31条及び第50条から第52条までの規定は、第83条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第31条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、同条第2項第2号の「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み等」と、第50条から第52条中「交通サービス利便向上促進事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と読み替えるものとする。

別表4 (第83条第2項関連)

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業(補助対象事業者等)

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
観光拠点情報・交流施設の整備・改良	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	・観光拠点情報・交流施設(主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、観光拠点情報・交流施設の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び機能向上等)に要する経費	1/3
観光案内所の整備・改良	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	・外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリ I 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器)、無料公衆無線LAN環境の整備及びスタッフ研修(人件費は除く。)に要する経費	1/3
		・外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリ II 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における先進機能の整備(VR機器、デジタルサイネージ)、多言語情報発信に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、ホームページ、コンテンツ作成、案内放送)、外国人観光案内所の整備・改良(施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び機能向上等)に要する経費	
観光案内所における非常用電源装	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等	・災害等の発生時における訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリ I 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費	1/2
		・災害等の発生時における訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている外国人観光案内所(日本政府観光局がカテゴリ I 以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。)における非常	1/2

置 及 び 情 報 端 末 へ の 電 源 供 給 機 器 の 整 備	は、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。))を設置し、又は管理する者及び協議会等	用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費	
観 光 ス ポ ッ ト の 段 差 の 解 消	地方公共団体及び民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。))を設置し、又は管理する者及び協議会等	・観光スポットにおける段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。)に要する経費のうち工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))	1/3
公 衆 ト イ レ の 洋 式 便 器 の 整 備 及 び 清 潔 等 機 能 向 上	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては、地方交通線、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。))を設置し、又は管理する者及び協議会等	・訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する外国人旅行者が現に多く使用している、もしくは今後多くの使用が想定される公衆トイレの洋式化及び機能向上に要する経費	1/3
非 接 触 式 キャ ッ シ ュ レ ス 決 済 環 境 の 整 備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、観光地域づくり法人(DMO)(DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であつて指定市区町村の区域において事業を行うもの)、商工会議所、商工会、観光協会、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人又は団体及び協議会等	非接触式キャッシュレス決済環境の整備に要する経費	1/3
混 雑 状 況 の 「 見 え る 化 」	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株	面的な混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示の整備における設備等の購入・設置に要する経費	1/3

と推奨ルートの表示	<p>式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。)、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等</p>		
観光施設等における感染症対策機器の整備	<p>地方公共団体(港務局を含む。)、観光地域づくり法人(DMO)(DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であつて整備区域において事業を行うもの)、商工会議所、商工会、観光協会、民間事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域(以下「地方部」という。)における事業に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。)、その他地域における観光まちづくりに取り組む法人又は団体、航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者及び協議会等</p>	<p>観光施設等における感染症対策機器の整備に要する経費</p>	<p>1/2</p>

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表「観光拠点情報・交流施設」、「観光案内所」及び「観光スポットにおける段差の解消」欄において「協議会等」とは、空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体(港務局を含む。)
 - 二 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。)
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月)に基づく日本政府

観光局の認定をいう。

5. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。